

「横浜市環境配慮指針」を改定！

環境アセスメント制度に**脱炭素化**や**グリーンインフラ**の 考え方を取り入れます！

環境影響評価（環境アセスメント）制度における横浜市環境配慮指針（配慮指針※）を一部改定しました。改定にあたっては、横浜市環境影響評価条例に基づき環境影響評価審査会から意見聴取し、また市民意見公募を実施し内容を取りまとめました。

本市の環境管理計画や地球温暖化対策実行計画など、環境行政の変化を踏まえた内容となっており、令和3年4月1日より施行します。

※配慮指針とは、事業計画を立案するにあたり、環境影響について配慮すべき事項に関する指針です。

改定の主な概要

1 全事業に共通する基本的な配慮事項

市の温暖化対策の目指す姿「2050年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」に向けた取組をより推進するため、**脱炭素化**を明記しました。
（地球温暖化対策実行計画に基づく改定）

2 個別事業ごとの配慮事項

（1）**グリーンインフラ**の導入

生物多様性や浸水対策等の多様な機能があるグリーンインフラの導入を配慮事項として新たに追加しました。
（中期4か年計画、環境管理計画、地球温暖化対策実行計画等に基づく改定）

（2）**低炭素電気**の選択促進

脱炭素化を実現するために、事業者到低炭素電気（二酸化炭素の排出量が少ない電気）の選択を促します。
（生活環境保全条例の改正に基づく改定）

（3）**再生可能エネルギー**の利用促進

電気又はガスに制限していた熱源・燃料の使用規定を削除し、バイオマス燃料などの再生可能エネルギーの利用を促進します。
（生活環境保全条例の改正に基づく改定）

詳細につきましては、環境影響評価課ホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html>

横浜市 環境アセスメント

検索 

お問合せ先

環境創造局環境影響評価課長 奥山 勝秀 Tel 045-671-2500

裏面あり

配慮指針の一部改定について

1 改定内容

(1) 基本的な配慮事項：脱炭素化（推進）

現行	改定案
(…中略…) また、 <u>低炭素型まちづくりを進めるため</u> 、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	(…中略…) また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。

(2) 各事業に係る配慮事項

(ア) グリーンインフラ（新規導入）

現行	改定案
—	<u>生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。</u>

(イ) 低炭素電気（選択促進）

現行	改定案
建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達可能な場合はグリーン電力の導入に努める。	<u>使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。</u>

(ウ) 再生可能エネルギー（利用促進）

現行	改定案
熱源・燃料は、電気又はガスを使用する。	(削除)

(3) 対応表

(○：今般改正)

	(1) 脱炭素化	(2)(ア) グリーンインフラ	(2)(イ) 低炭素電気	(2)(ウ) 再生可能エネルギー [※]
1 道路	○	○	○	
2 鉄道及び軌道	○	○	○	
3 工場及び事業場等	○	○	○	○
4 廃棄物処理施設	○	○	○	○
5 下水道終末処理場	○	○	○	○
6 飛行場	○	○	○	
7 公有水面の埋立て	○		○	
8 高層建築物	○	○	○	
9 運動施設、レクリエーション施設等	○	○	○	
10 開発行為等	○	○	○	

※ 熱源・燃料の使用制限の規定がある3事業について削除します。

2 検討経緯

令和2年9月15日	審査会1回目	方向性、専門部会設置
10月1日	部会1回目	改定案の検討（委員6名＋アドバイザー講師）
10月12日	審査会2回目	改定案について了承
令和3年1月	市民意見公募	30日間（意見提出数0通）
3月2日	審査会3回目	改定案報告